（様式３）

「平成３０年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）」

の実施に関する覚書

福岡高等裁判所（以下「高等裁判所」という。）と　　　　大学（院）(以下「大学（院）」という。)は，大学（院）に所属する　　　　　　　　　　（以下「実習生」という。）（※２名以上の場合は，「以下，同学生らを合わせて「実習生」という。」と置き換える。）が参加する「平成３０年度裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）」の取扱いについて，下記のとおり覚書を締結する。

記

第１　基本的役割等

１　高等裁判所は，冒頭記載の大学（院）生を平成３０年９月１１日から平成３０年９月１３日までの期間に実習生として受け入れ，実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。

２　大学（院）は，実習生に対し，本覚書に定める事項を周知するとともに，円滑な実習を進めるために必要な指導等を行うものとする。

３　高等裁判所と大学（院）は，実習の実施に当たり連携及び協力を行うものとする。

第２　実習時間及び所用経費の負担

１　実習時間は，原則として，別紙１のとおりとする。ただし，高等裁判所事務局長（以下「事務局長」という。）の指導監督に基づき実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）が必要と認める場合には，あらかじめ実習生の同意を得て，上記時間外においても実習を実施することができるものとする。

２　実習生の実習に伴って生じた一切の経費（交通費，食費，宿泊費等）は，全て実習生の負担とする。

第３　遵守事項等

１　大学（院）は，実習生に以下の事項を遵守させるために，必要な指導等を行うものとする。

　実習生は，実習の開始前に，大学（院）を通じて，服務規律の遵守等に係る誓約書（別紙２）を１人につき２通ずつ事務局長に提出するものとする。

　実習生は，実習の開始前に，「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。この場合において，保険の利用等に関して必要な手続は，当該実習生を派遣する大学（院）が行うものとする。

　実習生は，裁判所職員としての身分は保有しないものの，実習期間中は，裁判所職員の服務に準ずるものとし，裁判所職員が遵守すべき法令等に従うとともに，裁判所職員が，官職の信用を傷つけ，又は官職全体の不名誉となるような行為をすることが禁止されていることに鑑み，これに類する行為をしないものとする。

　実習生は，実習に関し，実習指導官の指導，監督等に従うとともに，実習時間内は，実習に専念するものとする。

　実習の欠務は，正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は，正当な事由により欠務する場合には，事前に実習指導官に申し出るものとする。やむを得ず事前の申出ができない場合は，事後，速やかに実習指導官に申し出るものとする。

　実習生は，実習期間中に知り得た秘密を，実習期間中及び実習期間終了後において，大学（院）を含む第三者に漏らさないものとする。

　実習生は，実習の成果を論文等により公表する場合には，事前に実習に参加した高等裁判所を通じて最高裁判所事務総局人事局長の承認を受けるものとする。

２　最高裁判所及び高等裁判所は，実習生の個人情報の管理について万全を期し，法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以

下「要綱」という。）に基づく場合を除き，実習生の個人情報を第三者に提供

しない。

３　最高裁判所及び高等裁判所は，法令及び要綱に基づく場合を除き，実習生の個人情報を実習の実施以外の目的に使用しない。

４　事務局長は，実習生の実習態度に問題がある場合等，実習を継続することにより裁判所の業務に支障が生じ，若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には，実習期間終了前であっても，当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において，事務局長は，事前又は事後に，実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学（院）に通知する。

５　事務局長は，大学（院）に対し，実習生に係る評価書の提出は行わない。

第４　災害補償等

１　実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合は，実習生の加入する保険により補償するものとする。また，実習生が裁判所（国）又は第三者に損害を与えた場合は，法令に従って処理するとともに，必要な補償は実習生が加入する保険により補償し，保険の範囲を超える損害については実習生が責任を負うものとする。

２　実習生の懲戒に関する責任は，大学（院）が負うものとする。

第５　協議

本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた事項については，高等裁判所と大学（院）が協議して決定するものとする。

本覚書の締結を証するため，本書２通を作成し，高等裁判所及び大学（院）が記名捺印の上，それぞれ１通を保管する。

平成　 年　 月　 日

福岡高等裁判所事務局長　　　　 　　　　　　　　　　　　㊞

大学（院）＜総括責任者名＞ 　　　　　　　　　　　　　　㊞